

# きずな通信

2020.2月 No.179

橋口社会保険労務士事務所・労働保険事務組合きずな  
([takekazu.hashiguchi@iaa.itkeeper.ne.jp](mailto:takekazu.hashiguchi@iaa.itkeeper.ne.jp))

## 事務組合きずなのみなさまへ

労働保険料の期限内の納付ありがとうございました。

こちらで取りまとめた労働保険料は2月14日に  
国に納付いたします。

領収書は随時お送りしておりますので、お急ぎで必要な事業所様はご連絡ください。



## 社会保険加入のみなさまへ



◆毎月の給与に昇給などの変更があった場合は当事務所までお知らせ下さい。

※それにより社会保険料が変更になる可能性があります。

ご不明な事業所様は、毎月の賃金台帳を定期的に  
当事務所まで送っていただくことをお勧めしております。

◆令和2年度の健康保険料が決定いたしました。



3月分(4月納付分より)料率が下がります。

健康保険料率(給与・賞与)		介護保険料率 40歳~64歳(給与・賞与)	
2月分(3月納付分)まで	3月分(4月納付分)から	2月分(3月納付分)まで	3月分(4月納付分)から
10.02	→ 9.91%	1.79% (変更なし)	

## 就業規則について

現在、従業員を10名以上雇っている事業所は、就業規則の作成が義務付けられております。

今進められている「働き方改革」に伴い、法令遵守や職場環境改善を目指して、4月からの就業規則改定を予定されている顧問先様も多くいらっしゃいます。

当事務所でもいくつかの顧問先様から、4月からの就業規則改定のご相談を受けております。

当事務所では、さまざまな勤怠状況の中から事業所の実情に沿った内容にして就業規則を作成するため、就業規則完成までに何度もヒアリングをさせていただきながら作成しております。

2月、3月は込み合う可能性がありますので、就業規則改定を検討されている顧問先様は、お早めにご相談ください。

また、「何年も就業規則を変更していない。」などの顧問先様は、労働基準法等の改定により、一部無効となる部分もあるかもしれません。従業員とのトラブル防止のためにも、就業規則は事業所の実態に合った内容にすることを勧めしております。ご不明な事業所様は一度ご相談ください。